



熊本県公報

第 1 2 4 8 4 号
平成 28 年 1 月 12 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○保安林の指定	(森林保全課)	2
○保安林の指定に関する予定	(〃)	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止	(障がい者支援課)	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止	(〃)	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(〃)	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(〃)	3
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(障がい者支援課)	4
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	4
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃)	5
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃)	7
○土砂災害警戒区域の指定	(〃)	11
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃)	11
○土砂災害警戒区域の指定	(〃)	13
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃)	14
○土砂災害警戒区域の指定	(〃)	16
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃)	16
○熊本県庁舎等清掃業務委託に係る総合評価一般競争入札の参加資格	(管財課)	17
○道路の区域変更	(道路保全課)	18
○道路の供用開始	(〃)	18
公 告		
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課)	18
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃)	18
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃)	19
○天草地域森林計画の樹立	(森林整備課)	19
○白川・菊池川地域森林計画の変更	(〃)	19
○緑川地域森林計画の変更	(〃)	19
○球磨川地域森林計画の変更	(〃)	19
○熊本都市計画区域の区域区分の変更に伴う公聴会の開催	(都市計画課)	20
○農用地利用配分計画の認可申請	(農地・農業振興課)	21
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課)	21
○熊本県庁舎等清掃業務委託に係る総合評価一般競争入札の実施	(管財課)	22
○農用地利用配分計画の認可	(農地・農業振興課)	26
登 載 依 頼		
○平成 28 年度熊本県立荒尾支援学校通学バス運行業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(荒尾支援学校)	26
○平成 28 年度熊本県立荒尾支援学校通学バス運行業務委託に係る一般競争入札の実施	(〃)	27
○熊本県環境審議会自然保護部会の開催	(環境審議会自然保護部会)	30
○熊本県立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日と定める規則	(社会教育課)	31
○熊本県立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則	(〃)	31
○熊本県立図書館処務規程の一部を改正する訓令	(〃)	31
○熊本県がん登録審議会の開催	(がん登録審議会)	31

告 示

熊本県告示第 2 7 号

森林法（昭和 26 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。
平成 2 8 年 1 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字夫婦石 5 2 8 3 番 9 0（次の図に示す部分に限る。）、5 2 8 3 番 1 1 1 から 5 2 8 3 番 1 1 3 まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 2 8 号

森林法（昭和 26 年法律第 2 4 9 号）第 2 5 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成 2 8 年 1 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市河浦町白木河内字登屋 1 4 3 2 番 1、1 4 3 7 番 1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字登屋 1 4 3 7 番 1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 2 9 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 2 項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第 5 1 条の規定により公示する。
平成 2 8 年 1 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
多機能型事業所 阿蘇く んわの里 阿蘇市黒川 4 3 1 番地	社会福祉法人 やまなみ 会 阿蘇市黒川 4 3 1 番地 理事長 岩本 浩治	自立訓練（生活訓練）	平成 2 8 年 1 月 1 日

熊本県告示第 3 0 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2

3号)第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成28年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
障害者支援施設 阿蘇くんわの里 阿蘇市黒川431番地	社会福祉法人 やまなみ会 阿蘇市黒川431番地 理事長 岩本 浩治	就労移行支援	平成28年1月1日

熊本県告示第31号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成28年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
多機能型事業所 阿蘇くんわの里 阿蘇市黒川431番地	社会福祉法人 やまなみ会 阿蘇市黒川431番地 岩本 浩治	就労移行支援	平成28年1月1日

熊本県告示第32号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成28年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
障害者支援施設 阿蘇くんわの里 阿蘇市黒川431番地	社会福祉法人 やまなみ会 阿蘇市黒川431番地 岩本 浩治	自立訓練（生活訓練）	平成28年1月1日

熊本県告示第33号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成28年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市泉町下岳字塩平6519番1・6520番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字塩平 6 5 1 9 番 1・6 5 2 0 番 1（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 3 4 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。
 平成 2 8 年 1 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
たすかるステーション 松橋	社会福祉法人コスモス会	生活介護 就労継続支援 B 型	平成 2 8 年 1 月 1 日
宇城市不知火町御領 8 0 7	長崎県南島原市深江町諏訪 訪名字近一毛丁 6 9 9 3 番地 本田 利峰		

熊本県告示第 3 5 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。
 平成 2 8 年 1 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平野	天草市倉岳町浦	別図 1 のとおり	土石流
中原谷	天草市倉岳町浦	別図 2 のとおり	土石流
中原	天草市倉岳町浦	別図 3 のとおり	土石流
松尾-1	天草市倉岳町浦	別図 4 のとおり	土石流
第二藤の子谷	天草市倉岳町浦	別図 5 のとおり	土石流
荒平谷-4	天草市倉岳町浦	別図 6 のとおり	土石流
平野谷	天草市倉岳町浦	別図 7 のとおり	土石流
中原-2	天草市倉岳町浦	別図 8 のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図 1 から別図 8 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 36 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 28 年 1 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
南平川	天草市倉岳町棚底	別図 1 のとおり	土石流	別図 1 のとおり
柿戸川-1	天草市倉岳町棚底、浦	別図 2 のとおり	土石流	別図 2 のとおり
中浦川	天草市倉岳町棚底、浦	別図 3 のとおり	土石流	別図 3 のとおり
竿方川-1	天草市倉岳町棚底、浦	別図 4 のとおり	土石流	別図 4 のとおり
第一松尾谷	天草市倉岳町浦	別図 5 のとおり	土石流	別図 5 のとおり
第二松尾谷	天草市倉岳町浦	別図 6 のとおり	土石流	別図 6 のとおり
登尾谷	天草市倉岳町浦	別図 7 のとおり	土石流	別図 7 のとおり
荒平谷-1	天草市倉岳町浦	別図 8 のとおり	土石流	別図 8 のとおり
荒平谷-2	天草市倉岳町浦	別図 9 のとおり	土石流	別図 9 のとおり
荒平谷-3	天草市倉岳町浦	別図 10 のとおり	土石流	別図 10 のとおり
荒平谷-5	天草市倉岳町浦	別図 11 のとおり	土石流	別図 11 のとおり
平野川-1	天草市倉岳町浦	別図 12 のとおり	土石流	別図 12 のとおり
岩下川	天草市倉岳町浦	別図 13 のとおり	土石流	別図 13 のとおり
平野-1	天草市倉岳町浦	別図 14 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 14 のとおり
平野-2	天草市倉岳町浦	別図 15 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 15 のとおり
平野-3	天草市倉岳町浦	別図 16 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 16 のとおり
平野-4	天草市倉岳町浦	別図 17 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 17 のとおり
岩下	天草市倉岳町浦	別図 18 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 18 のとおり
中原-1	天草市倉岳町浦	別図 19 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 19 のとおり

中原-3	天草市倉岳町浦	別図 20 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 20 のとおり
中原-4	天草市倉岳町浦	別図 21 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 21 のとおり
中原-5	天草市倉岳町浦	別図 22 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 22 のとおり
中原-6	天草市倉岳町浦	別図 23 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 23 のとおり
中原-7	天草市倉岳町浦	別図 24 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 24 のとおり
登尾-1	天草市倉岳町浦	別図 25 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 25 のとおり
登尾-2	天草市倉岳町浦	別図 26 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 26 のとおり
登尾-3	天草市倉岳町浦	別図 27 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 27 のとおり
登尾-4	天草市倉岳町浦	別図 28 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 28 のとおり
登尾-5	天草市倉岳町浦	別図 29 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 29 のとおり
松尾-1	天草市倉岳町浦	別図 30 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 30 のとおり
松尾-2	天草市倉岳町浦	別図 31 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 31 のとおり
松尾-3	天草市倉岳町浦	別図 32 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 32 のとおり
引地-1	天草市倉岳町浦	別図 33 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 33 のとおり
引地-2	天草市倉岳町浦	別図 34 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 34 のとおり
中浦	天草市倉岳町浦	別図 35 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 35 のとおり
中浦 2	天草市倉岳町浦	別図 36 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 36 のとおり
引地 3-1	天草市倉岳町浦	別図 37 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 37 のとおり
引地 3-2	天草市倉岳町浦	別図 38 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 38 のとおり
藤川 2-1	天草市倉岳町浦	別図 39 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 39 のとおり
藤川 2-2	天草市倉岳町浦	別図 40 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 40 のとおり
岩下 2-1	天草市倉岳町浦	別図 41 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 41 のとおり
岩下 2-2	天草市倉岳町浦	別図 42 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 42 のとおり
岩下 2-3	天草市倉岳町浦	別図 43 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 43 のとおり

中原 2	天草市倉岳町浦	別図 4 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 4 のとおり
名桐 2	天草市倉岳町浦	別図 4 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 5 のとおり
赤仁田 - 1	天草市倉岳町浦	別図 4 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 6 のとおり
赤仁田 - 2	天草市倉岳町浦	別図 4 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 7 のとおり
赤仁田 - 3	天草市倉岳町浦	別図 4 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 8 のとおり
赤仁田 - 4	天草市倉岳町浦	別図 4 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 9 のとおり
赤仁田 - 5	天草市倉岳町浦	別図 5 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 0 のとおり
大野	天草市倉岳町浦	別図 5 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 1 のとおり
藤川	天草市倉岳町浦	別図 5 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 2 のとおり
家久栄	天草市倉岳町浦	別図 5 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 3 のとおり

(別図 1 から別図 5 3 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 3 7 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 8 年 1 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
梅ノ木谷	上天草市大矢野町 維和	別図 1 のとおり	土石流	別図 1 のとおり
蔵々谷	上天草市大矢野町 維和	別図 2 のとおり	土石流	別図 2 のとおり
蔵々谷第二	上天草市大矢野町 維和	別図 3 のとおり	土石流	別図 3 のとおり
千束谷	上天草市大矢野町 維和	別図 4 のとおり	土石流	別図 4 のとおり
蔵々 (C) - 1	上天草市大矢野町 維和	別図 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 のとおり
蔵々 (C) - 2	上天草市大矢野町 維和	別図 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 のとおり
蔵々 (C) - 3	上天草市大矢野町 維和	別図 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 のとおり
蔵々 - 1	上天草市大矢野町 維和	別図 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 のとおり

蔵々-2	上天草市大矢野町 維和	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
蔵々-3	上天草市大矢野町 維和	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
塩浜(1)-1	上天草市大矢野町 維和	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
塩浜(1)-2	上天草市大矢野町 維和	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
梅ノ木崎(2)-1	上天草市大矢野町 維和	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
梅ノ木崎(2)-2	上天草市大矢野町 維和	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
梅ノ木-1	上天草市大矢野町 維和	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
梅ノ木-2	上天草市大矢野町 維和	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
梅ノ木中	上天草市大矢野町 維和	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
大桜-1	上天草市大矢野町 維和	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
大桜-2	上天草市大矢野町 維和	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
大桜(1)	上天草市大矢野町 維和	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
大桜(2)	上天草市大矢野町 維和	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
大桜(4)	上天草市大矢野町 維和	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
千束-1	上天草市大矢野町 維和	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
千束-2	上天草市大矢野町 維和	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
千束-3	上天草市大矢野町 維和	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
千束-4	上天草市大矢野町 維和	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
千束-5	上天草市大矢野町 維和	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
千束(1)-1	上天草市大矢野町 維和	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
千束(1)-2	上天草市大矢野町 維和	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
千束(1)-3	上天草市大矢野町 維和	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
千束(1)-4	上天草市大矢野町 維和	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
千束(1)-5	上天草市大矢野町 維和	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり

千東（１）－６	上天草市大矢野町 維和	別図 3 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 3 のとおり
千東（２）－１	上天草市大矢野町 維和	別図 3 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 4 のとおり
千東（２）－２	上天草市大矢野町 維和	別図 3 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 5 のとおり
千東港－１	上天草市大矢野町 維和	別図 3 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 6 のとおり
千東港－２	上天草市大矢野町 維和	別図 3 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 7 のとおり
千東（３）－１	上天草市大矢野町 維和	別図 3 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 8 のとおり
千東（３）－２	上天草市大矢野町 維和	別図 3 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 9 のとおり
小鷺浦口（１）－ １	上天草市大矢野町 維和	別図 4 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 0 のとおり
小鷺浦口（１）－ ２	上天草市大矢野町 維和	別図 4 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 1 のとおり
小鷺浦（１）－１	上天草市大矢野町 維和	別図 4 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 2 のとおり
小鷺浦（１）－２	上天草市大矢野町 維和	別図 4 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 3 のとおり
小鷺浦（１）－３	上天草市大矢野町 維和	別図 4 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 4 のとおり
小鷺浦中央	上天草市大矢野町 維和	別図 4 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 5 のとおり
小鷺浦（３）－１	上天草市大矢野町 維和	別図 4 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 6 のとおり
小鷺浦（３）－２	上天草市大矢野町 維和	別図 4 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 7 のとおり
小鷺浦（３）－３	上天草市大矢野町 維和	別図 4 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 8 のとおり
小鷺浦（２）	上天草市大矢野町 維和	別図 4 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 9 のとおり
下山（１）－１	上天草市大矢野町 維和	別図 5 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 0 のとおり
下山（１）－２	上天草市大矢野町 維和	別図 5 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 1 のとおり
下山（１）－３	上天草市大矢野町 維和	別図 5 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 2 のとおり
下山	上天草市大矢野町 維和	別図 5 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 3 のとおり
下山（Ｃ）－１	上天草市大矢野町 維和	別図 5 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 4 のとおり
下山（Ｃ）－２	上天草市大矢野町 維和	別図 5 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 5 のとおり
下山（Ｃ）－３	上天草市大矢野町 維和	別図 5 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 6 のとおり

下山 (C) - 4	上天草市大矢野町 維和	別図 5 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 7 のとおり
下山 (C) - 5	上天草市大矢野町 維和	別図 5 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 8 のとおり
下山南 (2)	上天草市大矢野町 維和	別図 5 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 9 のとおり
大桜 (5)	上天草市大矢野町 維和	別図 6 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 0 のとおり
蔵々西	上天草市大矢野町 維和	別図 6 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 1 のとおり
塩浜 (2)	上天草市大矢野町 維和	別図 6 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 2 のとおり
塩浜 (3)	上天草市大矢野町 維和	別図 6 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 3 のとおり
塩浜 (4)	上天草市大矢野町 維和	別図 6 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 4 のとおり
千崎 (1) - 1	上天草市大矢野町 維和	別図 6 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 5 のとおり
千崎 (1) - 2	上天草市大矢野町 維和	別図 6 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 6 のとおり
千崎 (2)	上天草市大矢野町 維和	別図 6 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 7 のとおり
千崎 (3)	上天草市大矢野町 維和	別図 6 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 8 のとおり
千崎 (4)	上天草市大矢野町 維和	別図 6 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 9 のとおり
梅ノ木崎 (1)	上天草市大矢野町 維和	別図 7 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 0 のとおり
梅ノ木口	上天草市大矢野町 維和	別図 7 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 1 のとおり
梅ノ木南 - 1	上天草市大矢野町 維和	別図 7 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 2 のとおり
梅ノ木南 - 2	上天草市大矢野町 維和	別図 7 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 3 のとおり
梅ノ木南 - 3	上天草市大矢野町 維和	別図 7 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 4 のとおり
梅ノ木南 - 4	上天草市大矢野町 維和	別図 7 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 5 のとおり
大桜上	上天草市大矢野町 維和	別図 7 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 6 のとおり
大桜崎 - 1	上天草市大矢野町 維和	別図 7 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 7 のとおり
大桜崎 - 2	上天草市大矢野町 維和	別図 7 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 8 のとおり
大桜崎 - 3	上天草市大矢野町 維和	別図 7 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 9 のとおり
大桜 (3)	上天草市大矢野町 維和	別図 8 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 0 のとおり

千束上 (1)	上天草市大矢野町 維和	別図 8 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 1 のとおり
千束上 (2)	上天草市大矢野町 維和	別図 8 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 2 のとおり
小鷺浦口 (2)	上天草市大矢野町 維和	別図 8 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 3 のとおり
下山南 (1)	上天草市大矢野町 維和	別図 8 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 4 のとおり
下山南 (3)	上天草市大矢野町 維和	別図 8 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 5 のとおり
下山南 (4)	上天草市大矢野町 維和	別図 8 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 6 のとおり

(別図 1 から別図 8 6 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 3 8 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 8 年 1 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小野川	水俣市小津奈木、 津奈木町小津奈木	別図 1 のとおり	土石流
ひばりヶ丘川	水俣市ひばりヶ 丘、陣内、古城 1 丁目	別図 2 のとおり	土石流
熊陣川	水俣市大迫	別図 3 のとおり	土石流
大迫川 2	水俣市大迫	別図 4 のとおり	土石流
大迫川 1	水俣市大迫	別図 5 のとおり	土石流

(別図 1 から別図 5 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 3 9 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 8 年 1 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
元村川 1	水俣市大迫	別図 1 のとおり	土石流	別図 1 のとおり
早栗川	水俣市大迫	別図 2 のとおり	土石流	別図 2 のとおり
ひばりヶ丘	水俣市ひばりヶ丘	別図 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 のとおり
隅迫-1	水俣市初野、大迫、陣内	別図 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 のとおり
隅迫-2	水俣市大迫、陣内	別図 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 のとおり
大迫前田	水俣市大迫	別図 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 のとおり
上原-1	水俣市小津奈木、大迫	別図 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 のとおり
上原-2	水俣市小津奈木、大迫	別図 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 のとおり
上原-3	水俣市小津奈木、大迫	別図 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 のとおり
上原-4	水俣市小津奈木	別図 10 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 10 のとおり
上原-5	水俣市小津奈木	別図 11 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 11 のとおり
上原-6	水俣市小津奈木	別図 12 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 12 のとおり
古城 1 丁目-1	水俣市古城 1 丁目	別図 13 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 13 のとおり
古城 1 丁目-2	水俣市古城 1 丁目、3 丁目	別図 14 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 14 のとおり
古城 1 丁目-3	水俣市古城 3 丁目	別図 15 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 15 のとおり
陣内 1 丁目	水俣市陣内 1 丁目	別図 16 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 16 のとおり
初野 B	水俣市初野	別図 17 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 17 のとおり
初野 A	水俣市初野	別図 18 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 18 のとおり
小津奈木 E	水俣市大迫	別図 19 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 19 のとおり
初野 C	水俣市陣内、大迫	別図 20 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 20 のとおり
小津奈木 D-1	水俣市大迫	別図 21 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 21 のとおり
小津奈木 D-2	水俣市大迫	別図 22 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 22 のとおり

小津奈木C	水俣市大迫	別図 2 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 3 のとおり
大迫元村-1	水俣市大迫	別図 2 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 4 のとおり
大迫元村-2	水俣市大迫	別図 2 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 5 のとおり
早栗E	水俣市大迫	別図 2 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 6 のとおり
早栗B	水俣市大迫	別図 2 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 7 のとおり
早栗C	水俣市大迫	別図 2 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 8 のとおり
早栗D	水俣市大迫	別図 2 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 9 のとおり
早栗A	水俣市大迫	別図 3 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 0 のとおり
早栗	水俣市大迫	別図 3 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 1 のとおり
赤松-1	水俣市大迫、小津奈木	別図 3 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 2 のとおり
赤松-2	水俣市大迫	別図 3 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 3 のとおり
小津奈木A	水俣市小津奈木	別図 3 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 4 のとおり
小津奈木B	水俣市小津奈木、大迫	別図 3 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 5 のとおり
小津奈木F-1	水俣市小津奈木	別図 3 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 6 のとおり
小津奈木F-2	水俣市小津奈木、大迫	別図 3 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 7 のとおり
早栗F	水俣市大迫	別図 3 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 8 のとおり
早栗G	水俣市大迫	別図 3 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 9 のとおり
早栗H	水俣市大迫	別図 4 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 0 のとおり
古城3丁目	水俣市古城3丁目	別図 4 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 1 のとおり

(別図 1 から別図 4 1 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 4 0 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 8 年 1 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
後梅川	水俣市梅戸町1丁目	別図1のとおり	土石流
浦上町-2	水俣市浦上町	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図2までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第41号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
小田代川	水俣市江添、月浦	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
梅戸	水俣市梅戸町2丁目	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
梅戸2丁目-1	水俣市梅戸町2丁目	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
梅戸2丁目-2	水俣市梅戸町2丁目	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
梅戸2丁目-3	水俣市梅戸町1丁目	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
祇園町	水俣市祇園町	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
丸島-1	水俣市丸島町3丁目	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
丸島-2	水俣市丸島町3丁目	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
北丸島-1	水俣市丸島町2丁目	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
北丸島-2	水俣市丸島町2丁目	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
袋-1	水俣市袋	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
袋-2	水俣市袋	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
湯堂A	水俣市袋	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
湯堂B-1	水俣市袋	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり

湯堂B-2	水俣市袋	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
月ノ浜-1	水俣市月浦	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
月ノ浜-2	水俣市月浦	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
月ノ浜-3	水俣市月浦	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
小田平	水俣市月浦	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
浦上町-1	水俣市浦上町	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
汐見・汐見町-1	水俣市汐見町1丁目	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
汐見・汐見町-2	水俣市汐見町1丁目	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
汐見・汐見町-3	水俣市汐見町1丁目	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
汐見・汐見町-4	水俣市汐見町1丁目	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
梅戸1丁目2	水俣市梅戸町1丁目	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
内山A-1	水俣市南福寺	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
内山A-2	水俣市南福寺	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
内山B-1	水俣市南福寺	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
内山B-2	水俣市南福寺	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
内山B-3	水俣市南福寺	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
小田代	水俣市江添	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
松尾平	水俣市長野	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
神の川-1	水俣市袋	別図33のとおり	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
神の川-2	水俣市袋	別図34のとおり	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
茂道2-1	水俣市袋	別図35のとおり	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
茂道2-2	水俣市袋	別図36のとおり	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
茂道-1	水俣市袋	別図37のとおり	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
茂道-2	水俣市袋	別図38のとおり	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり

袋平田-1	水俣市袋	別図 39 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 39 のとおり
袋平田-2	水俣市袋	別図 40 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 40 のとおり
月浦	水俣市月浦	別図 41 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 41 のとおり
内山C	水俣市南福寺	別図 42 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 42 のとおり
下り山	水俣市袋	別図 43 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 43 のとおり
帽子	水俣市袋	別図 44 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 44 のとおり
前田A	水俣市月浦	別図 45 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 45 のとおり
前田B-1	水俣市港町3丁目、月浦	別図 46 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 46 のとおり
前田B-2	水俣市月浦	別図 47 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 47 のとおり
前田B-3	水俣市月浦	別図 48 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 48 のとおり
汐見町B-1	水俣市汐見町2丁目、野口町	別図 49 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 49 のとおり
汐見町B-2	水俣市汐見町2丁目、野口町	別図 50 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 50 のとおり
袋C-1	水俣市袋	別図 51 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 51 のとおり
袋C-2	水俣市袋	別図 52 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 52 のとおり

(別図 1 から別図 5 2 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 4 2 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 8 年 1 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
南福寺 1-7	水俣市南福寺	別図のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 4 3 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 8 年 1 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
南福寺川	水俣市南福寺	別図 1 のとおり	土石流	別図 1 のとおり
八ノ窪 A-2	水俣市八ノ窪町 2 丁目、江添	別図 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 のとおり
八ノ窪 A-3	水俣市八ノ窪町 2 丁目、江添	別図 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 のとおり
八ノ窪-6	水俣市八ノ窪町 1 丁目	別図 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 のとおり
南福寺 1-6	水俣市南福寺	別図 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 のとおり
南福寺 2-4	水俣市南福寺	別図 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 のとおり

(別図 1 から別図 6 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 4 4 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 2 8 年 1 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
熊本県庁舎等清掃業務委託
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 1 8 年熊本県告示第 5 2 1 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち、業務区分が「委託」で営業種目が「庁舎清掃」に登録された者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2) の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 1
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
告示の日から平成 2 8 年 1 月 2 0 日（水）午後 5 時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5) の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 2 9 年 1 0 月 1 日から平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日（閉庁日を除く。）まで行う。

熊本県告示第45号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年1月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	上益城郡山都町北中島字狐平 2802番3地先から 上益城郡山都町北中島字滑川 2740番3地先まで	前	11.0 ～ 13.4	84.8	防交安 (仮歩 道・仮 橋の設 置)
			後	1.5 ～ 2.3	98.0	
				11.0 ～ 13.4	84.8	

2 区域を変更する期日 平成28年1月12日

熊本県告示第46号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年1月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	原植木線	菊池市泗水町南田島字山下 786番1地先から 同所 821番1地先まで	122.4	単道改

2 供用を開始する期日 平成28年1月15日

公 告

熊本県公告第15号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成28年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字下仲間字江頭861番3
499.85平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
宇土市神馬町30番地3キャッスルコート神馬I 201
坂本 由加理
坂本 義 明

熊本県公告第16号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成28年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字寺迫字栄田1525番4、同1527番1及び同1528番1の一部
308.02平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市東区戸島七丁目8番27号クローバーハイツ101
山田 盛博

熊本県公告第17号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成28年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字寺迫字栄田1528番1の一部
201.66平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
上益城郡益城町大字平田1012番地
有限会社松本工務店

熊本県公告第18号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により天草地域森林計画をたてたので、同法第6条第7項の規定による公表を次のとおり行う。
平成28年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 公表する書類 天草地域森林計画書
- 2 公表の開始時期 平成28年1月12日から
- 3 公表場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課及び熊本県天草広域本部農林水産部林務課

熊本県公告第19号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定により白川・菊池川地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定による公表を次のとおり行う。
平成28年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 公表する書類 白川・菊池川地域森林計画変更計画書
- 2 公表の開始時期 平成28年1月12日から
- 3 公表場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県県央広域本部上益城地域振興局農林部林務課、熊本県県北広域本部農林水産部林務課、熊本県県北広域本部玉名地域振興局農林部林務課、熊本県県北広域本部鹿本地域振興局農林部林務課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局農林部林務課

熊本県公告第20号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定により緑川地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定による公表を次のとおり行う。
平成28年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 公表する書類 緑川地域森林計画変更計画書
- 2 公表の開始時期 平成28年1月12日から
- 3 公表場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県県央広域本部宇城地域振興局農林部林務課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局農林部林務課

熊本県公告第21号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定により球磨川地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定による公表を次のとおり行う。
平成28年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 公表する書類 球磨川地域森林計画変更計画書
- 2 公表の開始時期 平成28年1月12日から
- 3 公表場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県県南広域本部農林水産部林務課、熊本県県南広域本部芦北地域振興局農林部林務課及び熊本県県南広域本部球磨地域

振興局農林部林務課

熊本県公告第22号

都市計画の案を作成するので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び熊本県都市計画公聴会規則（昭和45年熊本県規則第47号）第2条の規定により公聴会を次のとおり開催する。

平成28年1月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 日時
平成28年1月31日（日）午前10時から正午まで
ただし、公述の申出がない場合は開催しない。
- 2 場所
合志市竹迫2140
合志市役所合志庁舎2階大会議室
- 3 意見を求める都市計画の素案（素案の添付は省略し、平成28年1月12日（火）から平成28年1月26日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）4の閲覧場所において閲覧に供する。）
熊本都市計画区域の区域区分の変更（素案）
- 4 閲覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県県央広域本部土木部技術管理課（熊本土木事務所）、熊本県県北広域本部土木部技術管理課（菊池地域振興局）、熊本市都市建設局都市政策課、合志市事業部都市計画課、菊陽町産業建設部都市計画課、嘉島町建設課及び益城町都市計画課
- 5 公述の申出について
熊本都市計画区域内に住所を有し、公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書（別記様式）に記入の上、次に定めるところにより持参、郵送又は電子メールにより提出すること。
 - (1) 持参により提出する場合
来る1月26日（火）午後5時15分までに熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県県央広域本部土木部技術管理課（熊本土木事務所）、熊本県県北広域本部土木部技術管理課（菊池地域振興局）、熊本市都市建設局都市政策課、合志市事業部都市計画課、菊陽町産業建設部都市計画課、嘉島町建設課又は益城町都市計画課に提出すること。
 - (2) 郵送又は電子メールにより提出する場合
来る1月26日（火）必着で、熊本県土木部道路都市局都市計画課に提出すること。
〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
e-mail: toshikeikaku@pref.kumamoto.lg.jp
- 6 公述人の選定について
公述申出書を提出した者は、公聴会において意見を述べることができる。ただし、同種の趣旨の意見を有する者が多数あるときは、公述人の数又は時間を制限することがある。また、意見の内容が今回の案件に関係がない場合は、公述できない。どちらの場合も、その旨を本人に通知する。
なお、公述人が陳述する際は、公述申出書の内容に準じて意見を述べるものとし、当該範囲を超えてはならない。
- 7 傍聴について
公聴会は、原則として自由に傍聴できる。ただし、希望者が多数の場合は、入場を制限することがある。
- 8 公聴会に関する問合せ先
熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県県央広域本部土木部技術管理課（熊本土木事務所）、熊本県県北広域本部土木部技術管理課（菊池地域振興局）、熊本市都市建設局都市政策課、合志市事業部都市計画課、菊陽町産業建設部都市計画課、嘉島町建設課及び益城町都市計画課

(別記様式)

平成 年 月 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫 様

公述申出人
住所
氏名
年齢
職業
電話番号

公 述 申 出 書

私は、来る 1 月 3 1 日に開催される熊本都市計画区域の区域区分の変更に関する公聴会で、下記のとおり意見を公述したいので申し出ます。

記

意見の要旨及び理由 (別紙可)

※ 公述申出書は、A 4 判とし、意見の要旨及び理由は、4 0 0 字以内で簡潔に記載すること。

熊本県公告第 2 3 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律 (平成 2 5 年法律第 1 0 1 号) 第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 8 年 1 月 1 2 日から同月 2 5 日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 8 年 1 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
F. A. P 株式会社	玉名郡長洲町永塩下 飛ヶ浦	荒尾市金山字下鷲巣 3 7 3 番 1 ほか 1 6 筆
大久保 宏倫	玉名市天水町小天	玉名市天水町小天字林ノ上 1 3 0 6 番 1 ほか 4 筆
田上 輝彦	玉名市天水町立花	玉名市青野字扇原 1 7 3 1 番ほか 1 筆
戸北 洋臣	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町富岡字轟式番割 3 3 7 0 番 2

2 申請年月日

平成 2 7 年 1 2 月 2 1 日

熊本県公告第 2 4 号

都市計画法 (昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号) 第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 8 年 1 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市野々島字前原2316番1の一部、同2316番2の一部、同2316番4の一部、同2316番5の一部、同2316番6の一部及び同2438番1の一部
2, 485.00平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
合志市野々島2441番地1
一般社団法人クラッシェンこうし

熊本県公告第25号

総合評価一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。
平成28年1月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
熊本県庁舎等清掃業務
- (2) 業務に係る入札・契約担当部局
熊本県総務部総務私学局管財課施設管理班
- (3) 業務委託の内容
5(2)により取得する入札説明書及び仕様書による。
- (4) 委託期間
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで
- (5) 履行場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号ほか
熊本県庁舎ほか
- (6) 入札方式
この入札は、紙入札案件である。
- (7) 入札金額等
入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。落札者決定に当たっては、入札書の金額に、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの業務に係るものにあっては、その100分の8に相当する額を、平成29年4月1日以降の業務に係るものにあっては、その100分の10に相当する額をそれぞれ加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もったに係る希望金額のうち、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの業務に係るもの、平成28年4月1日以降の業務に係るもの、平成29年4月1日以降の業務に係るもの、その108分の100に相当する金額、平成29年4月1日以降の業務に係るもの、その110分の100に相当する金額の合計額を入札書に記載すること。
- (8) 入札説明書及び業務に係る仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。
- (9) 低入札価格調査の設定
この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定により、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているため、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。

2 入札参加者の必要な事項

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)により入札参加資格を有すると決定された者のうち、業務区分が「委託」で営業種目が「庁舎清掃」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するための入札参加資格申請内容変更届による登録内容の変更が必要な場合は、次のア期間内に当該登録内容の変更が間に合わない場合もある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間
公告の日から平成28年1月20日(水)午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。
- エ 提出方法
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する受付期間内に必着とする。
- (2) 過去5年間に、年間を通じた建物の清掃業務契約の日常清掃の延床面積が1万平方メートル以上の契約(駐車場、倉庫及びこれらに類する建物を除き、同一敷地内、

- 同一契約に限る。)に対する実績がある者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 2(2)の実績に係る確認資料(契約書の写し等)
- (2) 提出方法
(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成28年1月27日(水)午後5時まで
- (4) 提出先
1(2)に掲げる入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
確認の結果は、競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 契約実績届等の提出
- (1) 提出書類
3(5)により競争入札参加資格があると通知された者は、5(2)により取得する入札説明書に添付の熊本県庁舎等清掃業務委託に係る提出書類(以下「提出書類一覧」という。)のうち、発注元評価の項目に掲げる提出書類を提出すること。
- (2) 提出方法
(1)に掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成28年2月5日(金)午後5時まで
- (4) 提出先
1(2)に掲げる入札・契約担当部局
- 5 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
1(2)に掲げる入札・契約担当部局において、入札説明書に添付の熊本県庁舎等清掃業務委託に係る総合評価一般競争入札実施要領に定める方法により、公告の日から平成28年1月27日(水)午後5時まで受け付ける。
- (2) 入札仕様書等及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成28年2月25日(木)まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 日時 平成28年2月25日(木)午前10時
イ 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 管財課分室
ウ 入札書及び提出書類一覧に掲げる提出書類の提出方法
入札書(代理人が入札するときは、入札書及び委任状)及び提出書類一覧に掲げる提出書類(4(1)の書類を除く。)をアの日時にイの場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成28年2月24日(水)(必着)までに1(2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に委託業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、委託業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法
開札は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合など、これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(3)アの日時に(3)イの場所で行う。
- (5) 入札の回数
入札の回数は、2回までとする。1回目の開札後に予定価格の範囲内の価格をもって申込みをした者がいない場合は、再入札を行うものとする。
なお、入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効

- 次のア及びイのいずれかには、当該入札の取消し、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをその落札の決定を取り消すものとする。無効の入札が行ったことが判明した場合は、競争契約入札心得第 8 条各号のいずれか錯誤による入札であると入札執行者が認めたと入札
- ア 熊本県競争契約入札心得第 8 条各号のいずれか錯誤による入札であること
- イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条の錯誤による入札であること
- (7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行するに支障を及ぼすおそれがあるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）第 89 条の規定により作成された予定価格の範囲内に入札価格による有効な入札書を提出した者について、イ及びウの方法により評価を行う。なお、入札価格が予定価格を超えた入札書を提出した者は、落札候補者として認めない。
- イ 提出書類一覽に掲げる提出書類の内容を審査し、別表の履行体制及び契約実績の項目について、評価に応じ 50 点の範囲内で評価点（以下「品質評価点」という。）を与える。
- ウ 入札価格に係る評価点（以下「価格点」という。）として、入札価格が低入札価格調査基準価格を超えて算出された評価点（小数点以下は、切り捨てる。）を与える。
- エ オ 品質評価点及び価格点の合計点数が最も高い者が 2 者以上あるときは、品質評価点及び価格点の最も高い者をも高入札者とする。この場合、品質評価点及び価格点の合計点数が同じ場合は、品質評価点の最も高い者をも高入札者とする。この場合、品質評価点及び価格点の合計点数が同じ場合は、品質評価点の最も高い者をも高入札者とする。
- カ 本入札は、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定により、低入札価格調査の対象となる入札価格がその基準価格を下回る場合は、落札者とならない場合がある。
- (9) 入札保証金
免除する。
- 6 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して 10 日（熊本県の休日を含め、平成元年熊本県条例第 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して 5 日（熊本県の休日を含め、平成元年熊本県条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第 77 条第 1 項の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第 2 項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第 78 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 (3) に掲げる期限
- イ 提出場所 1 (2) に掲げる入札・契約担当部局
- 7 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受けられる。
- 8 問合せ
- (1) 問合せ先
ア 入札の業務内容、仕様書、確認申請など入札の内容全般に関すること
（本公告に係る入札・契約担当部局）
熊本県総務部総務私学局管財課施設管理班
電話番号 096-333-2089
ファックス番号 096-384-3792
- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581

- ファックス番号 096-381-9010
 (2) 受付時間
 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く。)

9 Summary

- (1) Name and Content of Consignment
 Cleaning Service of Kumamoto Prefectural Government Buildings
 (2) Date and Place for tender
 Date: February 25, 2016, 10:00 a.m.
 Place: Property Management Division, Branch Office
 (Prefectural Government Main Building, 5th floor)
 (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
 Property Management Division
 Kumamoto Prefectural Government
 6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
 862-8570, Japan
 Phone: +81-96-333-2089
 (4) Other
 Language: Japanese
 Currency: Japanese Yen

別表

熊本県庁舎等清掃業務委託 評価基準

大項目	小項目	評価内容	配点	
			大項目	小項目
価格評価	入札金額の評価	①低入札価格調査基準価格以下の金額で入札を行った者の価格評価点を一律最高点(50点)とする。なお、入札額が低入札価格調査基準価格に満たない場合は、低入札価格調査の対象となる。 ※低入札価格調査基準価格以下の金額で入札を行った者の価格評価点に差は生じない。 ②低入札価格調査基準価格を超える金額で入札を行った者の価格評価点は、低入札価格調査基準価格を当該入札金額で除して得た率を価格評価点の最高点に乗じて算出する(小数点以下切捨て)。 ※入札額が予定価格を超える場合は、落札候補者としなない。	50	50
品質評価 (履行体制)	従事する従業員数	本業務の日常清掃に従事する従業員数(固定して勤務する者で1日8時間勤務に換算した人数)について評価する。 ※週の平均の人数による。	34	10
	従事する資格者数	建築物環境衛生管理技術者又はビルクリーニング技能士の資格を有する本業務に従事する従業員数について評価する。 ※建築物環境衛生管理技術者にあつては、2人目以降を評価の対象とする。 ※本業務の日常清掃に1日8時間以上従事する正規に雇用される者に限る。 ※建築物環境衛生管理技術者とは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7条に定める免状を有する者をいう。 ※ビルクリーニング技能士とは、職業能力開発促進法第44条に定める技能検定に合格した者をいう。		6
	自主点検体制	建築物清掃管理評価資格者(インスペクター)を活用する本業務の自主点検体制について評価する。 ※本業務に係る自主点検を行う者を評価の対象とする。 ※建築物清掃管理評価資格者とは、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会が定める建築物清掃管理評価資格審査に合格した者をいう。		5
	従事する者の社会保険の加入状況	本業務に従事する従業員の社会保険(健康保険・厚生年金保険)の加入状況の評価する。 ※分母となる従事する従業員には、短時間労働者等も含む。		3
	従事する従業員の勤続月数	本業務に従事する予定の従業員の勤続月数(平成28年1月1日現在)を中央値により評価する。		4
	研修体制	過去1年間(平成27年1月1日から平成27年12月31日までの間)の研修実施状況及び研修内容等により総合的に評価する。		3
	障がい者等の雇用	障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱の規定による、促進企業又は支援企業の登録の有無について評価する。		3

品質評価 (契約実績)	清掃契約実績	過去5年間(暦年契約の場合は平成23年1月から平成27年12月までの間、年度契約の場合は平成22年4月から平成27年3月までの間)に、年間を通じた清掃業務委託で、建物に係る日常清掃の延床面積(駐車場、倉庫及びこれらに類する建物に係る面積を除く。)が1万平方メートル以上の契約(同一敷地内、同一契約のものに限る。)について、通算3年以上の契約実績及び履行した件数を評価する。	16	4
	発注元評価	過去3年間の契約(平成25年1月以降の履行期間のもので、継続中の契約も含む。)で、原則として、建物に係る日常清掃の延床面積(駐車場、倉庫及びこれらに類する建物に係る面積を除く。)が5,000平方メートル以上の契約(同一敷地内、同一契約のものに限る。)実績の中から3件を選定し、その発注元による評価結果を評価する。 ※熊本県の機関との契約がある場合は、1,000平方メートル以上のものを評価する。 ※実績物件の選定及び履行状況の評価依頼は、熊本県が行う。		12

100

熊本県公告第26号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年1月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社長尾農産	上益城郡益城町惣領	上益城郡益城町大字惣領字西城ノ尾2069番2

2 認可年月日

平成28年1月5日

登載依頼

熊本県教育委員会告示第18号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成28年1月12日

熊本県立荒尾支援学校長 中山龍也

1 競争入札に付する事項

平成28年度熊本県立荒尾支援学校通学バス運行業務委託

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「運送業務」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581 (ダイヤルイン)

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から平成28年1月25日(月)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合

郵送により提出をしようとするときは、平成28年2月23日（火）（必着）までに1
 (2) に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付
 においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、
 中封筒の表に委託業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れた
 ること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した
 うえで、委託業務の名称を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等
 開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方
 式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会
 い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入
 札の執行事務に關係のない県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うも
 のとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等
 入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入
 札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子
 入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けた
 ときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締
 切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書
 の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効
 次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換
 え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明
 した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札
 イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者
 が認めた入札

ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
 エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使
 用して行った入札

オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札の中止等
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正
 に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させ
 ず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法
 開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により
 作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす
 る。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、
 電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金
 免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

(2) 契約の締結期限
 落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を含める条例(平成元年熊本
 県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した
 日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を含める条例(平成元年熊本
 県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金
 契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時まで
 に熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額(1日当たりの運行費用)に
 年間運行予定日数(198日)を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付
 しななければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保
 の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、
 契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 5(3)に掲げる期限

イ 提出場所 1(2)に掲げる入札・契約担当部局

(5) 添付書類の提出
 本委託業務に要するバス4台の合計費用の1日あたりの金額及び各路線の費用の1
 日あたりの金額を示す単価表(金額には、消費税及び地方消費税を含む。)を契約時
 に提出すること。

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とす
 る。

(2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受け

- る。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認等入札の内容全般に関する
こと
(本公告に係る入札・契約担当部局)
熊本県立荒尾支援学校(管理棟1階事務室)
電話番号 0968-62-1131
ファックス番号 0968-69-1064
- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
- 8 Summary
- (1) Name and Content of Consignment
Outsourcing of school bus services for Kumamoto Prefectural Arao Special - needs Education School, for fiscal year 2016
- (2) Date and Place for tender
Date: February 24, 2016, 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Arao Special - needs Education School
(The first floor in administration building office)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Kumamoto Prefectural Arao Special - needs Education School
2299-3 Masunaga, Arao City, Kumamoto Prefecture
864-0032, Japan
Phone: 0968-62-1131
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県環境審議会自然保護部会公告第1号

平成27年度熊本県環境審議会自然保護部会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は次のとおりとする。

平成28年1月12日

熊本県環境審議会自然保護部会

部会長 副 島 頭 子

- 1 開催日時
平成28年1月28日(木)
午後1時30分から午後4時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館13階 1301会議室
- 3 議題
(1) 指定希少野生動植物の指定について
(2) 指定希少野生動植物の指定の解除について
(3) 生物多様性くまもと戦略の改正について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに当会議の会場において受け付けのうえ、事務局の指示に従い会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部環境局自然保護課
(電話096-333-2274)

熊本県立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに交付す

る。

平成28年1月12日

熊本県教育委員会委員長 木之内 均

熊本県教育委員会規則第1号

熊本県立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
熊本県立図書館設置条例の一部を改正する条例（平成27年条例第31号）の施行期日は、平成28年1月28日とする。

熊本県立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成28年1月12日

熊本県教育委員会委員長 木之内 均

熊本県教育委員会規則第2号

熊本県立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

（熊本県立図書館組織規則の一部改正）

第1条 熊本県立図書館組織規則（昭和33年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「熊本近代文学館」を「くまもと文学・歴史館」に改める。

別表（第4条関係）中

「	「	を	に改める。
役付職員	文学館長 文学館副館長		役付職員
			文学・歴史館長 文学・歴史館副館長
」			」

（熊本県立図書館利用規則の一部改正）

第2条 熊本県立図書館利用規則（昭和60年教育委員会規則第17号）の一部を次のように改める。

第1条中「熊本近代文学館（以下「文学館」という。）」を「くまもと文学・歴史館（以下「文学・歴史館」という。）」に改める。

第2条、第3条第2項中「文学館」を「文学・歴史館」に改める。

第5条中「文学館資料」を「文学・歴史館資料」に改める。

附 則

この規則は、平成28年1月28日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第1号

本庁各課（室）
各地方機関
熊本県立図書館

熊本県立図書館処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年1月12日

熊本県教育委員会委員長 木之内 均

熊本県立図書館処務規程の一部を改正する訓令
熊本県立図書館処務規程（昭和38年熊本県教育委員会訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「熊本近代文学館（以下「文学館」という。）」を「くまもと文学・歴史館（以下「文学・歴史館」という。）」に改める。

第3条第5項中「文学館」を「文学・歴史館」に改め、「文学館副館長」を「文学・歴史館副館長」に改める。

第3条の2中「文学館長」を「文学・歴史館長」に改め、「文学館副館長」を「文学・歴史館副館長」に改める。

第4条の2第1項及び第2項中「文学館長」を「文学・歴史館長」に改め、「文学館」を「文学・歴史館」に改め、「文学館副館長」を「文学・歴史館副館長」に改める。

第5条第1項の学芸調査課の項（2）及び（6）中「文学館」を「文学・歴史館」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年1月28日から施行する。

熊本県がん登録審議会公告第1号

熊本県がん登録審議会を次のとおり開催する。

平成28年1月12日

熊本県がん登録審議会

1 開催日時

平成28年1月14日（木曜日）

- 午後3時から午後4時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁新館3階健康福祉部聴聞室
 - 3 議題
(1) がん登録等の推進に関する法律第24条第1項に係る審議について
(2) その他
 - 4 傍聴者の定員
10人
 - 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続きは先着順で行い、定員になり次第終了する。
 - 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 企画・がん対策班
(電話096-333-2208)